

\* 参考

蕨市環境基本条例（抜粋）

（平成 13 年 3 月 30 日条例第 3 号）

（環境審議会）

第 23 条 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条の規定に基づき、蕨市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項について調査審議するものとする。

（1）環境基本計画に関すること。

（2）その他環境の保全及び創造に関し必要な事項に関すること。

3 審議会は、委員 13 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（1）学識経験者

（2）市議会議員

（3）市民の代表

（4）事業者の代表

（5）関係行政機関の職員

4 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各号に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

## 蕨市環境審議会規則

(平成13年3月30日規則第4号)

(趣旨)

第1条 この規則は、蕨市環境基本条例（平成13年蕨市条例第3号）第23条第5項の規定により、蕨市環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び会長代理)

第2条 審議会に会長及び会長代理を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長代理は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第4条 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、市民生活部安全安心推進課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日規則第27号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。